

「中島統規約書」および  
「青年規則誓約書」について

小玉洋美

標題に示した二つの史料は、宇佐市大字上高家の中島恒吉氏（明治二一年生・故人）が所蔵されていたものである。原本は、和紙をとじた簡単な冊子に過ぎないので、見過され易いが、今日も中島家に保管されているはずである。

中島統規約書は、社寺への奉燈と加盟者の結束を固めて、他村の者から侮辱的行為を受けないようにすることを目的として定められたもので、総則および二七条から成り、明治二〇年旧七月一五日に制定されたものである。明治五年の壬申戸籍によると、上高家の戸数は一四六戸、人口四〇八人である。明治二二年に合併して高家村となつた他の四カ村についてみると、下高家村が戸数二六七戸、人口八三〇人、東高

家村が戸数一〇三戸、人口四六七人、西高家村が八二戸、三一八人で、浜高家村は四〇戸、一八一人となつてゐる。明治五年現在の高家五カ村の総戸数は六三八戸、人口が二二〇四人であった。明治二〇年頃の戸数・人口は不明であるが、豊州線（現在の日豊本線）が柳ヶ浦駅まで開通して、豊前善光寺駅が上高家村の東端に開設されたのが、明治三〇年であることを考え合わせると、明治五年の頃と大差はなかつたと思われる。

さて、本規約の「中島統」の加入資格をみると、男子一五歳以上三〇歳未満の妻帯していない長男（第二条）および二〇歳以上の次・三男（第三条）となつてゐる。規約の末尾に記された名簿によると、中島姓二五名、時枝姓二名、金光姓一名の計二八名しか加入していない。また、「中島統」の統は、血縁を意味する「一統」と解すべきであるから、時枝と金光氏の若者が、加入しているのは不自然である。しかし、加入者の主任務である寺社への奉燈場所が、下高家に鎮座する高家神社や東高家の貴船社など、他村にも及んでゐる（第七条）点からみると、上高家村を基盤とした地縁的団体とともにうけとれる。したがつて、規約の名称を「上高家村中嶋統ノ

規約」（第一條）として、村名を付けたのではなかろうか。

郷社高家神社の祭礼時には他の四カ村からも、高神明の献燈がなされていたと聞くが、規約書の有無については確めていない。

高家郷の歴史は古いが、延慶元年（一二三九）同郷の地頭

職を与えられた中島氏の先祖が、天正一七年に黒田氏に滅ぼされるまで、同地は中島氏の支配下にあった。その後、黒田氏、細川氏、小笠原氏の所領となり、元禄年間に天領となつて幕末に及んだ。その間の中島氏の消息については「中島氏文」や中島信彦氏「先祖祭聞書」（「大分県地方史」・八七号）によつて、その一端を知り得るが、少なくとも上高家村においては、明治二〇年頃には、中島姓が家格や家数の上で他姓を圧していたようである。このような事情が「上高家村中島統規約書」を成立させたのではないか。また、本規約が制定される二年前には、大分県共立教育会が結成されて、

後掲の史料は、明治三一年正月に作成されたものであるが、これと同じ内容の冊子で、同四五年一月一日付のものもある。内容は、総則・誓約書から成つてゐるが、誓約書であれば、組合員の異動が生じた時点で加除が加えられる筈である。前者は「為後日組合員連署誓約」（第二〇条）の証として、一筆ごとに捺印をしてある。しかるに、後者では署名に抹消・加筆の跡がみられず、同一人の筆跡である。この違いをどう解釈すべきか。また、欠落している一三年間の誓約書はどうなつたのであろうか。早急に調査して補完したい。

さて、本規則は「風俗ヲ矯正シ知識ヲ交換スルヲ目的」（総則）として制定されたもので、第三条より第一九条まで罰則を示しては道徳規範を掲げ、第一六条より第一九条まで罰則を示してある。第二〇条は誓約書で「組合員ヨリ告発致猶刑法ニ処セラルトモ毛頭異儀無之」というもので、組合に加入すれば、

味を覚えるところである。

つぎに、青年規則誓約書についてみると、本文の標題は「青年組合規則」となつていて、「中島統」が消えている。「上高家村」も付されていないが、誓約署名した者は上高家村の若者達である。

自動的に誓約することになるのを企図したとも読みとれる。

宇佐郡では、すでに明治二一年より通俗教育談話会の活動が始まり、青年無学者の夜学会を開催しているが、県下においても、従来の因襲的な若者組、若連中の団体を規律あるものにしようとする動きが、明治二五・六年ごろから起つていた（「大分県教育百年史」第一巻・通史編(1)・六六四頁参照）。

大分県でも明治四一年八月一〇日付をもって「青年会規則標準」および「青年会附属教育補習会規則標準」を発布した。その結果「各町村ごとく、その町村、または、大字を一團とする青年会の創設をみるに至った」（「大分県教育百年史」第一巻・六七〇頁）のである。

ここで紹介する史料を保存されていた中島恒吉氏は、当高家尋常小学校に奉職中で、高家村の青年会を育成指導した一人である。たまたま、昭和三八年度に大分県教育委員会が実施した民俗資料緊急調査に際して、筆写させて載いたが、若者組や青年会に関する文書は、その後も発表されたもののが少ない。とくに、明治末期から大正初期にかけての若者組から青年会への移行期の文書は、県下各地に死蔵されていると思われる所以、今日では貴重な史料となりつつあるという意味で、私の写本からあえて転載することにした。大分県史の編集が軌道に乗ったので、同種の史料の発見を期待する次第である。

政府も、日露戦争中の青年会・若者組の活動に注目し、これを奨励したが、「青年の団体に対して、文部省がこれを教育の一つの領域として考え、その活動に方策を指示する方針をとったのは明治三十八年十二月であって、普通学務局長の名をもって、地方長官に対し地方青年団体の誘掖指導ならびにその設置奨励についての通牒を発したのが最初である」（文部省「学制百年史」記述編・四一七頁）。これを受け

(包袋)

上高家青年

中嶋統規約書

明治貳拾年度設在中

長男ニシテ妻ナキ者ハ總テ此規約ニ加盟スル者トス。  
但シ加盟中ノ者ニシテ妻迎フル時ハ、其翌年ヨリ之ヲ除  
名スル者トス。

(表紙)

明治廿年八月定之

中嶋統規約書

第四条 此規約ニ加盟スル者ハ專ラ此規約ヲ守ルベシ。

第五条 第二条内ノ者ハ仮ニ病氣又ハ不得止事故アリテ加盟  
ヲ拒ム者アル時ハ、加盟者過半数ニテ協議シ至当ト認ムル  
時ハ加盟セザル妨ナシ。

第六条 神仏奉灯ニ付加盟者ノ内四名ヲシテ一規内ノ奉燈ニ  
係ル職務ヲナスベキ者トス。但シ、其年旧五月ヨリ翌年旧  
八月四日迄ヲ一期トシ抽選ノ法ヲ以テ之ヲ定ム。

第七条 神仏奉灯トハ第一氏神及ビ貴船社・宇佐神宮遙拝所・  
秋葉社・琴平神社並ニ宗顯寺ノ觀音菩薩・阿弥陀仏等ノ  
祭・忌日ニ奉灯係リシテ必ズ奉燈スベキ者トス。

但シ、氏神ヲ除クノ外總テ旧六・七・八月内ノ祭忌日ニ  
奉燈スペキ者トス。

第一条 本規約ハ上高家村中嶋統ノ規約ト称ス。

第二条 此規約内ニ於テハ男子拾五歳以上三拾歳未満ノ「者」

第八条 氏神社奉燈ハ旧六・十一月ノ祭日ニ社地内ニ高神明

自今本村中嶋統ニ此規約ヲ設クル以所ハ奉燈及ビ本規約内  
同輩中ニテ斎一ノ交際ヲ為シ而シテ他村ノ者ヲシテ侮辱ノ為  
(ママ) 所ナカラシメン事ヲ目的トス

第一条 本規約ハ上高家村中嶋統ノ規約ト称ス。

第二条 此規約内ニ於テハ男子拾五歳以上三拾歳未満ノ「者」

ヲ建テ及ビ共有ノ提灯ヲ夫レゾレ定規ノ場所へ掲ゲ奉灯シ、而シテ轍ニ本ヲ建ツベキ者トス。

第九条 氏神社二期ノ奉燈ハ一度ニ蠟燭一斤以内トシ、成ル可ク是ヲ超過セザル様注意スベキ事。

第十条 奉燈係ニ於テ蠟燭其外ノ物品取乱シ私ニ渉ル等アル可カラズ。

第十一條 蠟及ビ提灯其外ノ物品破毀スル患ナキ様精々保存方注意スベキ事。

第十二条 奉燈係満期ノ節翌期ニ引継ノ際、第十一条ニ記載

ノ物品ハ加盟中集会ノ節引継ヲ受クル者トシ、其際物品ニ於テ不足ヲ生シ或ハ損所アル時ハ之ヲ受取可カラズ。

第十三条 奉燈ノ際大風雨等非常ノ天災ニテ器具ニ損所ヲ來セシ時ハ、加盟者臨時總会ノ上協議シ修繕ノ法ヲ定ムル者トス。

第十四条 第七条ニ記載ノ貴船社以下神仏へハ總テ提灯八個ヲ奉燈シ、高神用立場ハ宇佐遙拜所・秋葉宮・氏神社ノ三ヶ所トス。

但シ、場合ニ依テ氏神社高神用ハ見合スモ妨ゲナシ。

第十五条 奉燈ニ係ル費用ハ一切該係員ノ中ヨリ一期内立替

置、満期ノ節、會議ノ上加盟者へ賦課シ同時ニ徵集スル事。

但シ、十五年未満ノ男子アル家ニハ志ヲ乞ヒ、其ノ殘額

ヲ加盟者ニ賦課ス。

第十六条 加盟者一期内中途ニシテ除名ヲ要スル時ハ、其際出是迄ノ費用ヲ計算シ、仮ニ賦課ノ口リ立ヲ一人当リ其際出金スル事。

第十七条 加盟者規約ニ係ル条項協議トシテ毎年旧八月五日ヲ以テ總会ヲ設スルモノトスル。

但シ、会所ハ其際便宜ノ地ニ設ク。

第十八条 奉燈係抽載ハ第十七条ノ明（記）アル協議ノ節行フ者トシ、該係員期間中途ニシテ其職ニ堪兼ヌル時ハ臨時会ヲ開キ、之ヲ至当ト認ムル時ハ其際補欠員ヲ選ブベキ者トス。

但シ、本分ノ場合ニテ抽載ニ当リタル者ハ仮言中途トイヘドモ一期内其職ヲ尽セシ者トシ、其后抽載ノ部へ編入セザル事。

第十九条 秋葉社ハ氏神同様奉燈スル事。

第二十条 加盟者ハ前二明分アル祭忌日ニハ他行ヲ禁スベキ者トス。

但シ、不得止家事アル時ハ此限ニアラズ。

第二十一条 加盟者ニシテ規約ニ係ル事故協議ニ附シタキ事

件アリ、會議ヲ要スル時ハ速ニ臨時會議ヲ設クベシ。

第二十二条 奉燈係費ハ其都度帳簿ニ記細シ、満期會議費用

賦課ノ節加盟中ニ報告スベシ。

第二十三条 此規約ヲ犯シタル時ハ直ニ臨時會ヲ開キ、此ヲ

除名シ他村ノ者ト見做ス。

第二十四条 奉燈係抽籤ノ際、統長一名、副長一名ヲ選シ、

其任務ハ専ラ奉燈ノ指揮ヲナシ、其他ハ統中ニテ便宜定ム

ル所ニ依ル可シ。

第二十五条 此規約内ノ共有品ハ左ノ如シ

一、大提灯

貳個

一、幟

貳本

一、箱提灯

貳拾円

一、太鼓

壹個

一、桦

三組

一、繩

但シ大

六本  
貳拾(本)

同断 中嶋 久光

時枝 貞義

第二十六条 前条器物外トイヘドモ必要ノ事アリ、調査ヲ要スル時ハ臨時會ヲ開キ協議スル事。

第二十七条 此規約ハ本年旧八月一日ヨリ実施ス。

右之通規約候処相違無之也。

明治貳拾年旧七月十五日

廿年度 名薄

中嶋傳次郎

中嶋 周治

中嶋寿太郎

中嶋 高策

中嶋重太郎

世話係 中嶋 本治

中嶋政夫

中嶋順次郎

中嶋政五郎

中嶋 喜一

中嶋七助

死亡人

中嶋慶次郎

中嶋十五郎

中嶋 岳輝

中嶋 八郎

中嶋 墨吉

中嶋 昇

中嶋 孝一

中嶋 郎一

世話係 中嶋 亞太郎

中嶋 駿

廿一年世話係 中嶋

中嶋 貞家

中嶋 久光

(表紙)

時枝 常一

金光市五郎

中嶋健治郎

中嶋 清光

中嶋 茂

中嶋 德政

中嶋五百里

中嶋 直次

中嶋 一男

中嶋 十郎

中嶋 公彦

中嶋 光生

中嶋 潤夫

中嶋 八郎

中嶋 策市

青年組合規則  
誓約書

## 青年組合規則

## 總則

本組合ハ風俗ヲ矯正シ知識ヲ交換スルヲ目的トス。

## 規則

第一条 本組合ニ於テハ組合会員ヨリ投票ヲ以テ組合長一名ヲ擇舉スル事

第二条 其ノ組合長ニ當選ノ者、其ノ組合一切事務ヲ管掌スル者トス

第三条 本組合員ハ互ニ親睦ヲ主トシ、喧嘩高論ヲ為ス事ヲ得ズ

第四条 本組合長ヲ初トシ、組合員共ニ成丈言語ヲ方正ニ丁寧ニ尽スペシ

第五条 隣家ニ悲歎懷悼ノ事故アル時ハ高声歌舞ヲ禁ズ

為ヲ見知シタル時ハ、其事状ヲ組合ニ申シ告ゲ充分説

第六条 酒量ハ大抵一人ニ付一合以上一合五勺ヲ超過スル事

諭ヲ乞フ事

ヲ得ズ

第七条 酩酊シテ不品行ノ所為アルベカラズ

第八条 妄ニ臨時宴会ヲ開設スル事得ズ

第九条 衣服道具其他必要ノ携帯品、分ニ応ジ極メテ粗悪物

ヲ使用スペキ事

第十条 故ナクシテ他人ヲ罵言嘲弄セザル事

第十二条 人家ノ門戸障壁ニ貼紙及ビ楽書セザル事

第十三条 他人ノ田野園圃ニ於テ薬草ヲ盜取セザル事

第十四条 神詞仏堂及び墓碑標識等其ノ他總テ建造物ヲ毀損

誓約書

又種々ノ惡略ヲ以テ行人ノ妨害ナザル事  
第十五条 場ニ臨マズ、又博徒ト交際ヲ絶ツ事  
第十六条 左ノ諸件ヲ犯シ、再三説諭ヲ用ヒザル時ハ、其事  
実ニ依リ法律ニ罰スペキ者其筋ヘ告訴シ、本組合ヲ除

明治三拾一年正月

正会長

中島 重太郎

印

副会長

中島 直喜

印

会員

中島 健十郎

印

(以下人名略 筆者)

第十七条 当組合中ニ於テ、万一千 及び此レニ類スルノ所

(大分鶴崎高等学校)

第十八条 前条ノ所為ニヨリ之ヲ説諭スルトモ、馬耳東風ニシテ再ビ規則ニ違脊シタル者ハ、直ニ組合員一同原告トナリテ、其筋ヘ告発スル事

第十九条 本組合員中ニ於テ堵博ヲ行フヲ見ナガラ、人情ヲ構ヘ之ヲ隠匿シタル者ハ、其人發覚ノ後、直ニ金貳拾

錢ヲ犯則罰トシテ組合ヘ調収スペキ事